

# ろうきょう

発行/労働者供給事業関連労働組合協議会(労供労組協)  
 発行人/ろうきょう編集委員会  
 〒110-0003 東京都台東区根岸3-25-6 タブレット根岸2F  
 TEL 03(5603)7880 FAX 03(5603)7265  
 URL <http://www.union-net.or.jp/roukyo/>

## 労供労組協総会開かれる 労供研究会シンポジウムと同日開催

去る、2月23日(木) 13時30分より、第29回 労供労組協総会が開催されました。今総会は 労供研究会のシンポジウムに日程と開場を合わせて、國學院大學で開催され、8組合、21名が参加しました。

最初に伊藤彰信議長

から「労働者供給事業は3・11震災にも役に立った。全港湾では被災地の労働者が日本海側での仕事をやってきた。全建総連では、労働の許可を取って、福島県から受注し、木造仮設住宅の建設を行った。」、「労供研究会は國學院大学で行ってきた。今日シンポジウムがあり、報告書も出上がった。労供事業は多種、多様であり、労働の意味づけも違う」ということがよく分かってきた。どうまとめるかについてはいろいろ難しい問題がある。これから最大公約数を検討していかなくてはならない。そういう意味では研究については緒に付いた段階である。これから、さらに研究を進めて、派遣はダメ、労働をやるうという声

を出していただく。」と挨拶がありました。

その後、横山南人事務局長から第1議題の2011年度経過報告と第2議題の2012年度活動方針提案、さらに、決算報告と予算提案がありました。

2011年度経過報告では、ソートフル企業組合(旧、企業組合スタツフフォーラム)が廃業(3月31日をもって、営業を終了し、5月25日には廃業)に至った経緯や労供研究会で労供事業法について検討してきたことなどの報告がありました。



行い、厚生労働省へ要請することや労供研究会を労供労組協内で継続させること(國學院大學における労供研究会は今年度で終了)などが提案されました。

その後、日雇雇用保険と特例健康保険適用の改善を求める署名については、その趣旨について、太田武二副議長から「一般の雇用については、緊急雇用調整助成金や中小企業緊急雇用安定助成金の緩和策に加えて、求職者支援法など多くの緊急政策が実施されている。また、雇用保険の適用対象者を31日以上雇用期間の労働者に拡大するなどの措置が取られてきた。しかし、日雇労働者に対する施策については、何の施策も取られていない。こうした状況は、非正規労働者に対する雇用対策に比較して著しく均衡を欠くものであり、日雇労働者への社会的差別を助長すると言っ



ても過言ではない。」との話がありました。

討議では、「労供事業の許可申請の特例で許可を取るとき、労働局内部の担当者が労供事業のことをよく知らなかったため、進めていくのにエネルギーを使ってしまった。厚生労働省の責任で周知を徹底して欲しい。」という要望が出されました。

また、日雇雇用保険と特例健康保険適用の改善を求める署名に関して、「条件緩和について具体的な数字が書かれていますが、ここまですればこれだけ救える、という根拠があるのか。」という質問

があり、「以前月10日以上働いていた組合員も今は4、5日しか働けないという状況がある。だから、これだけ救えるという根拠はないが、実効果ではなく、日雇問題を忘れずに対策を立てるというところを狙った署名運動になる。」と伊藤議長から回答がありました。

その後、各組合から労供事業の報告があった後、採択があり第1議題および第2議題ともに可決されました。最後に、役員選出があり、推薦者全員が承認されました。

### 2012年度役員

- 議長 伊藤彰信(全港湾)
- 副議長 太田武二(労供労連)
- 事務局長 横山南人(電算労)
- 事務局次長 青谷充子(音楽ユニオン)
- 同上 峯島仁(サービス連合)
- 会計監査 緒方承武(映演共闘)

# 労供研究会シンポジウム開かれる

「労働組合による労働者供給事業の可能性」

非正規労働問題の解決へ向けて

去る2月23日、労供

ており、本日のシンポジウムは3年間の研究の成果を踏まえたもので、労働組合による労働者供給事業の意義がまとめとして、労供の多様性は非正規問題の解決につながる上では、応用範囲の広さでもあり、と話されました。

その後、甲南大学の武井寛教授より、「労組労供をめぐる法的諸問題」の報告があり、「法的には供給先と労働者との間に雇用関係があるかどうか、最も議論のあるところだ。労供の場合、雇用の安定ではなく、仕事、職の安定と位置づけるのが妥当ではないか。労務提供に伴う、労働力を使用する安全衛生等の責任は供給先が負うが、労働基準法に関して、雇用の終了に関する規定は適用の前提を

欠くと考える。」と話され、供給先と労働者の関係は使用関係だとの認識を話されました。1時間の休憩をはさんで18時30分より第2部が開始され、まず、國學院大學教授で労供研究会座長である橋元秀一氏から、基調報告がありました。

基調報告では労組労働について、類型と特徴、メリット、問題点と課題、広がりない要因を話され、非正規問題の解決に向けての可能性については、「労組労供が活用されれば極めて有益で非正規問題を解決する上での効果的な方法である。」と話されました。

さらに、「労組労働を効果的に活用するためには労供事業法などの制定が必要。」と話されました。

その後、橋元秀一教授をはじめ、労働政策研究・研修機構統括研究員の濱口桂一郎氏、



山根木晴久氏は「派遣の問題は雇用主と使用者が分離されており、構造的な問題がある。そのような中で集团的労使関係を作っていく必要がある、その一つに労組労働があるのでないか。」と話されました。

伊藤彰信議長は「労組労働は中間搾取がない、強制労働がない、という以外に、派遣に対する優位性として、集团的労使関係があり、労使対等性がある。」と話されました。

最後に橋元秀一教授は「労供事業の意義を日本の社会に位置付け、その役割を果たせるようにしていく。そのためにも労働組合が労働者供給のみならず、労働者供給の必要な立場へと踏み出す段階が来ているのではないか。」と労働組合への期待を寄せてシンポジウムを締めくくりました。



濱口桂一郎氏は「非正規労働者の問題は正社員化すれば良いというわけではなく、その仕事、まっとうで労働者にとって望ましい、労働者にとつて望ましい、労働者供給のみならず、労働者供給の必要な立場へと踏み出す段階が来ているのではないか。」と労働組合への期待を寄せてシンポジウムを締めくくりました。

その後、橋元秀一教授をはじめ、労働政策研究・研修機構統括研究員の濱口桂一郎氏、

濱口桂一郎氏は「非正規労働者の問題は正社員化すれば良いというわけではなく、その仕事、まっとうで労働者にとつて望ましい、労働者にとつて望ましい、労働者供給のみならず、労働者供給の必要な立場へと踏み出す段階が来ているのではないか。」と労働組合への期待を寄せてシンポジウムを締めくくりました。

濱口桂一郎氏は「非正規労働者の問題は正社員化すれば良いというわけではなく、その仕事、まっとうで労働者にとつて望ましい、労働者にとつて望ましい、労働者供給のみならず、労働者供給の必要な立場へと踏み出す段階が来ているのではないか。」と労働組合への期待を寄せてシンポジウムを締めくくりました。

濱口桂一郎氏は「非正規労働者の問題は正社員化すれば良いというわけではなく、その仕事、まっとうで労働者にとつて望ましい、労働者にとつて望ましい、労働者供給のみならず、労働者供給の必要な立場へと踏み出す段階が来ているのではないか。」と労働組合への期待を寄せてシンポジウムを締めくくりました。

濱口桂一郎氏は「非正規労働者の問題は正社員化すれば良いというわけではなく、その仕事、まっとうで労働者にとつて望ましい、労働者にとつて望ましい、労働者供給のみならず、労働者供給の必要な立場へと踏み出す段階が来ているのではないか。」と労働組合への期待を寄せてシンポジウムを締めくくりました。

最初に國學院大學経済学部の中泉真樹部長から開会の挨拶があり、「暮らしそのものである労働の場何が起きているか。そこに目を向け、今や雇用労働者の3分の1といわれる非正規労働者をめぐる諸問題に取り組むこととした。この研究は2009年度から開始し